

平成25年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成25年6月26日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第30号議案 幸田町税条例の一部改正について
第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第34号議案 幸田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
第35号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）
第36号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 閉会中の委員会行政視察等の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 予防防災課長	齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

議案質疑の際に御依頼のありました資料につきまして、お手元のほうに、本日、配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 志賀恒男君、4番 鈴木雅史君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第30号議案から第36号議案までの7件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務委員長の報告を求めます。

11番、笹野康男君。

〔11番 笹野康男君 登壇〕

○11番（笹野康男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果につきましては、お手元の資料の朗読をもって、審査結果の報告とさせていただきます。

総務委員会審査結果報告書

平成25年6月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 笹野康男

平成25年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次

のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第30号 幸田町税条例の一部改正について。地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 幸田町都市計画税条例の一部改正について。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳入全部。第1条歳入全部 1,850万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔11番 笹野康男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） おはようございます。

審査報告書の朗読をもって報告といたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成25年6月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 酒向弘康

平成25年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第36号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、45款。第1条 45款土木費 450万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉委員長の報告を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） おはようございます。

文教福祉委員会の審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成25年6月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 丸山千代子

平成25年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第32号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。地方税法の一部を改正す

る法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第33号 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第34号 幸田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 財産の取得について（小中学校コンピュータ）。学習環境整備のためのパソコン取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、20款・25款。第1条 20款民生費 1,300万円追加。25款衛生費 100万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務委員長に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この6月定例会に当たって、町長から7件の議案が提出をされております。第30号の税条例から第36号の一般会計補正予算、この7件の執行日、議案や予算の執行日はいつかという点でいけば、7件とも本日の採決を踏まえて、結論が出た後が執行日ということになると思います。

そこで、総務委員長にお尋ねするわけですが、第30号議案、幸田町税条例の一部改正について、この関係につきまして、この議会の議決ということに関連してどういう議論があったのか。つまり、議決前執行と。議会の議決を経ないで、行政が勝手に事務事業をなしたと。これについて議論があったかどうか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野君。

○11番（笹野康男君） 今、伊藤議員のほうから、要するに執行にかかわる、本来、議案は通ってから執行するということになるわけでありましてけれども、事前に関することについて委員から質問があったのかと、こういう質疑であろうかと思えます。そのとおり、質疑はございました。

ただ、町民の固定資産、委員からの発言の中で、町民の皆さんに町民税等々の案内通知をはがきで出されております。それについて、執行前に、議案が通る前に、審議の最中でありましてけれども、それに対して早く事前に町民に知らせたと。これは決定をしているから、このようになりますという延滞税の件ですけれども、そういう話が出ました。何をやるとるだと、まだ審議中じゃないかと、26日に決定をされるはずだと、それを、なぜこの時点で、前に住民に知らせること、これはいかななものかという話が出ました。確かに、私もそう思いまして、私もそういう関係では、委員長職権で、そんなことでは

困るという話もさせていただきました。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大変ゆゆしき事態が委員会の中で審議をされた。

つまり、議会は当局について回るから、当局はどんな不始末をやっても、後、ちゃんと尻をぬぐってくれるのが幸田町の議会の現状だよと、こういうものがあからさまに示されたというふうに思うわけです。

そうした点で、引き続き委員長に説明答弁をいただきますが、そうした納税通知書が議決前に出されたと、その指摘を委員会 でなされた。そうしたときに、当局は、この議決前執行をいつの段階で承知したのかどうなのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番笹野君。

○11番（笹野康男君） 理事者側の答弁の中では、要するに、委員の中から、6月何日でしたか、ちょっと記憶がないんですけども、早目に、委員会前に通知があったと。ただ、理事者側は、地方税法の改正がされたと。その時点で、もう改正されると、そういうふうに判断し、6月5日だったか、12日だったか、ちょっと記憶がございませんけれども、そういう形で通知を出したということであります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、当局は、もう議会を通さずとも法律が決まっとるじゃないかと。法律が決まっとるから、議会に議案を通して、じゃあ議案をかけて可決するのは、形ばかりだと。形式的なものだから、地方税法が国会で成立したから、議会の議決を経ずとも十分やっていけるんだ、何も問題ないんだと、こういう認識だったと、こういうふうに私は今の委員長の答弁を聞いて理解をいたしました。

そうしますと、当局は既に議決前執行だということを承知していると。委員の指摘があった、なかったということよりも、委員からの指摘があつて、ばれちゃったな、まずいなと。ばれてもともとと、ばれなければこっちのもうけもん、議会がたるいんだと、こういうふうに解釈されてもじゃあないわけですが、そうした点で、委員から指摘がされたと。

例えば、私のほうも通知が来とるわけですが、25年分の納税通知書、これは固定資産税については、4月15日付で通知が出ております。町民税の関係は、6月14日付で納税通知が出ております。

委員長の説明にもございましたけれども、固定資産税の関係については、延滞金などについてという項目の中で、最後のほうのくんだり、米印で、法律の改正により計算が変わることがありますよと、こういうことが書いてあるわけです。私流に言わせると、ちゃんとくそ道はつくったわけだ、逃げ道はつくってある、固定資産税については。

個人町民税についてはどう書いてあるのか。先ほど申し上げたように、6月14日に納税通知書が出されて、同じく延滞金等という項目の中で、これも米印で、法律の改正に伴い、平成26年1月1日から延滞金の計算方法が変更となりますと、もう決まっちゃつとるよと、こういう内容ですよ。決まっちゃつとるのに、なぜ議会に出してくる

のか、議会の議決を経ずに。しかし、執行をするときに、地方自治体は条例至上主義、条例の議決がないのに勝手に事を起こしてはいかんよと、議決前執行を厳に戒めて禁止の項目にしておる。

今の委員長の説明でいきますと、こんなことはあらかじめ知ったと、あなた方はな。知って、委員から指摘をされて、ばれちゃったか、しゃあねえなということなんですよね。ということは、町長自身の姿勢にもかかわる問題だ。

こういうことが既に内部的には承知されている。承知されておりながら、委員会の指摘がなければ、口を拭って知らん顔する、これが町長の姿勢だと。あなたが提案した議案ですからね、あなたが知る、知らんは、別ですよ。

あなたの名前で議会に提出をした議案が議決前にもう執行されているよということを百も承知の上で、委員から指摘がなければ、口を拭って知らん顔すると、これが町長の議会に対する姿勢だと。へらへら笑っておられるけれども、もしそうじゃないと、伊藤宗次の独断と偏見でこういうことを言っとなという程度の受けとめ方なんだわ。

あなた方が本当にこういう問題を議決前に執行されているということを承知されたら、第30号議案の委員会質疑の前に、実はこういうことがございましてと、大変申しわけございませんでしたと言って陳謝をし、説明をするのが、提出者として当然の構えでしょう。口じゃあ議会を尊重するとかなんとか言っている。しかし、何も尊重せえへん。ばれてもともとと、ばれなきゃ俺たちのもうけもん、俺たちの知恵がよかった、働いたんだと、こういうことになるというふうに私は思う。

そうしたときに、そういう議決前執行に対して委員のほうからどういう対応を、あるいは町長を含めて、こんなばかなことをやっとなって、議会軽視も甚だしいと。ましてや、議会が議決する前に執行しちゃったと。どう考えておるんだということが委員のほうからの指摘がございましたかどうか。それに対して当局はどういう姿勢で臨まれたのか、説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野君。

○11番（笹野康男君） 伊藤議員の言われることは、委員会での質疑であるべきだろうなというふうに思うんですけれども、それはそれとして、理事者側への文句じゃないですけども、そういうことはここではいかなものかと私は思っております。

そういう部分では、委員長として、先ほどの件、事前通知を出したと、決定もしないのに。こういう部分に関しては、確かに委員からいろいろな文言で、要するに議会軽視かという質疑は確かにございました。

そういうことを踏まえて、委員長、私自身も理事者側に対して、これは事前執行だと、本案件を審議中の最中の中で、決定された内容で通知が出された。これに関しては遺憾である。今後、十分に注意をするべきだと、こういう委員長としてのお話を理事者側にさせていただきました。

そして、理事者側は、まことに申しわけない。文言等々の書き方に配慮が必要であったというお話が出されました。とりあえず陳謝をされたと、こういうことであります。

以上。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ばれてしょうがないと、ばれちゃった以上、開き直って消しまくってもしょうがないから、この際、頭を下げたほうがいだろうと、こういう選択肢ですよ。

先ほど委員長からも説明がありましたけれども、もうあらかじめわかっただと。わかっただけれども、委員から指摘をされて、申しわけなかったと。ちょっとフライングをしまして、皆さんに御迷惑をかけましたが、今後、気をつけますと。そんなの当たり前のことだ。当たり前のことを当たり前と言っただけであって、自分たちがなしたことに対して、こういう誤りを犯したと。人間誰もオールマイティーの人はおらん。手違い、間違い、勘違いは世の常。そうしたときに、きちっと対処すべきだということが一番求められている。

例えば、議会の関係でいけば、この6月定例会に出された議案7件について、議案質疑の通告ができるのはいつなのか。これは、6月5日ですよ。6月5日に、議案にかかわる質疑の通告が締め切られた。その10日後の6月14日に納税通知が出された。納税通知が出されて、ああ、こんなばかなことをやってやがってとって本会議で質疑ができんような仕組みになっとるわけや。

そうしたときに、総務委員会で、こんなばかなことを通知してと、議会の議決無視も甚だしいじゃないかと、内部規律がたるんどると。職員がみんなヒラメ職員になって、ヒラメは何でヒラメかと言ったら、目が頭の上について、上のことしか見えへん。住民の生活はさっぱり見えんと。

ヒラメ職員をつくるための人事政策と職場環境に原因があると、内部規律がたるんどると言うのと、ああと言うけれども、内部規律がたるんどるという意味合いは、ヒラメ職員になって上の動向ばかり気にしとるから、自分たちのなした事務事業に議会の軽視をする、議会の議決がないのに勝手にやっていっちゃうということについての反省は何ひとつもないということで、委員長が今言われたわけですよ。どうもならんぞと、議会議決を尊重すべきだと、当たり前だと。ばれてもともとだけれども、ばれちゃったらしょうがないので、ごめんなさいねと、これから気をつけますわと。

そうした段階で、委員のほうから、あるいは委員会の中で、さらなるどういう形で今後対処すべきかという点での御指摘等がございましたら、説明答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野君。

○11番（笹野康男君） 今の、るる質疑の中で、理事者側の答弁が、要するに今後、文言等々を慎重に審議をして通知を出すという話で陳謝されたと、そういうことで、とりあえず委員のほうからの指摘はそれ以上はなかったというふうに思っております。
以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設委員長に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 以上で、産業建設委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、文教福祉委員長に対する質疑を許します。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 以上で、文教福祉委員長に対する質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより、上程議案について討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結し、直ちに採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
まず、第30号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は
可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(大嶽 弘君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、本案に対する委員
長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(大嶽 弘君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する
委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めま
す。

[賛成者起立]

- 議長(大嶽 弘君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第33号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、本案
に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案 幸田町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3 閉会中の委員会行政視察等の件を議題とします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、産業建設常任委員会委員長及び文教福祉常任委員会委員長並びに議会広報特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察等を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成25年6月5日に招集された第2回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時31分

○議長(大嶽 弘君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成25年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月5日から本日までの22日間の長きにわたり、大変御多用中にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝申し上げ、お礼を申し上げたいと存じます。

成立をいたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の等におきましていろいろ御意見を賜りました。十分留意をいたしまして、今後の行政推進に、執行に活かしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、一般質問につきましても、どなたの御質問も時宜を得た内容でありまして、その都度、御答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

ここで、3点御報告をさせていただきます。

過日、委員会でも申し上げたことも重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、名豊道路の蒲郡バイパスの件でございます。

幸田芦谷インターから(仮称)蒲郡インターまでの開通めどを平成25年度以降とお伝えしてまいりましたが、開通時期につきまして、国土交通省名四国道事務所長から、平成26年春ごろ開通するとの連絡をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

次に、子宮頸がんワクチンの接種事業の変更についてでございます。

子宮頸がんワクチンの副作用に関連し、厚生労働省の副反応検討部会において、「積極的勧奨を一時控える」との決議がなされました。本町におきましても、この決議を受け、子宮頸がん予防ワクチンの接種について、積極的に勧奨しないことといたしましたので、御報告をさせていただきます。

次に、幸田駅前地区における商業地区の駅前銀座についてでございます。

このたび、全6店舗の出店が出そろふこととなりまして、今週末の6月29日土曜日にグランドオープンのイベントがとり行われる運びとなりました。

また、来月の27日土曜日には、恒例の幸田彦左まつりも予定されておりまして、駅前のにぎわいと今後の活性化に寄与できるよう区画整理事業を推進してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、梅雨の折から天候が不順で蒸し暑い日もこれから続くかと思いますが、議員各位におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意いただき、今後の町政の発展のためにさらなる御活躍・御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適正に運用されるようお願いいたします。

以上であります。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年6月26日

議 長 大 嶽 弘

議 員 志 賀 恒 男

議 員 鈴 木 雅 史